

船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）の策定の概要

1. 名称

船橋の教育 2020－船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）－

2. 教育振興基本計画の策定根拠

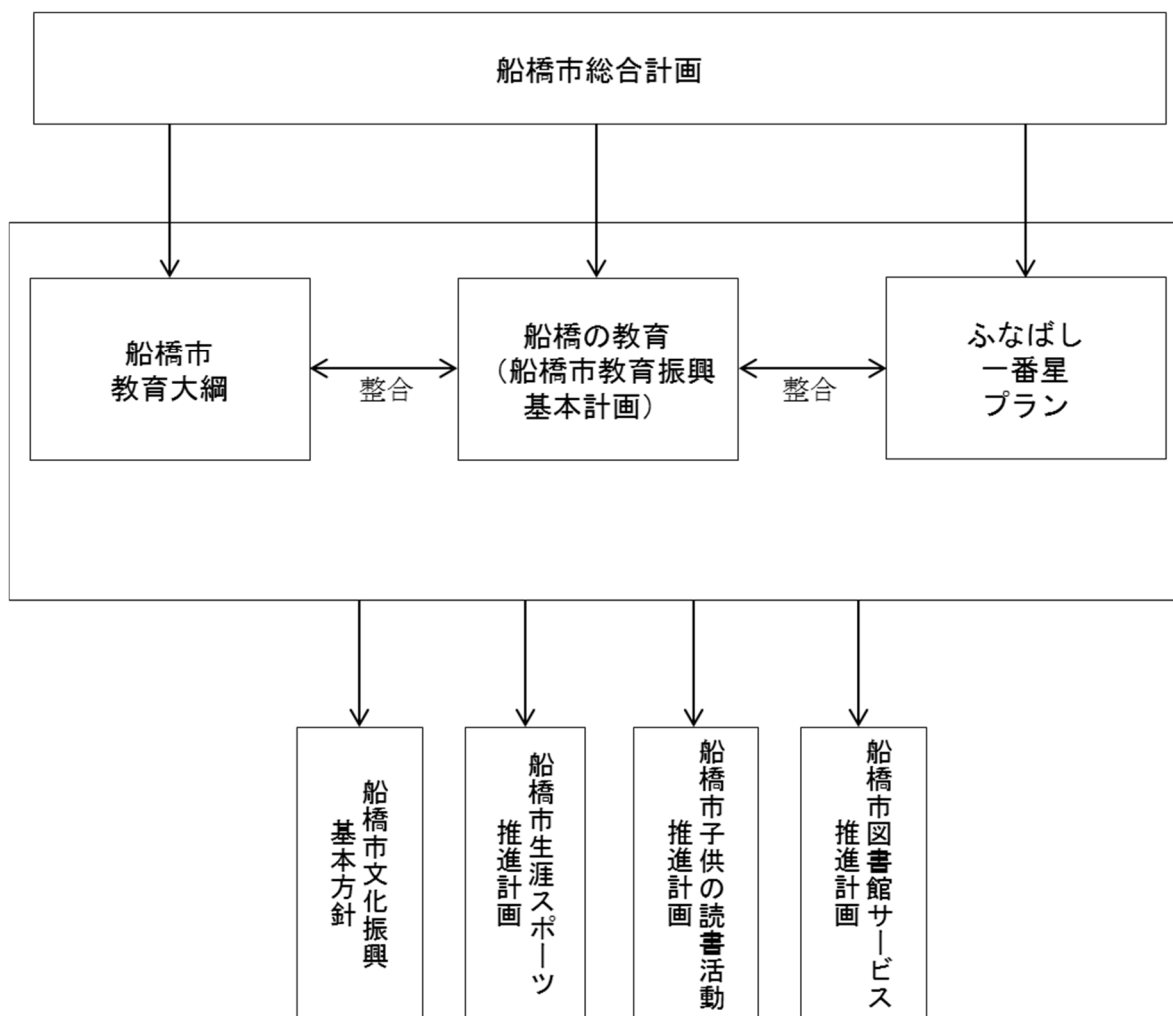
○教育基本法（抄）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3. 船橋市教育振興基本計画の位置付け



4. 現計画の体系について

①教育振興ビジョン(令和2年度～令和11年度)

2つの教育目標

- ・生涯学び活躍できる環境を整え、生涯学習社会を実現する
- ・自立して、主体的に社会に関わることができる子供を育成する

8つの基本方針

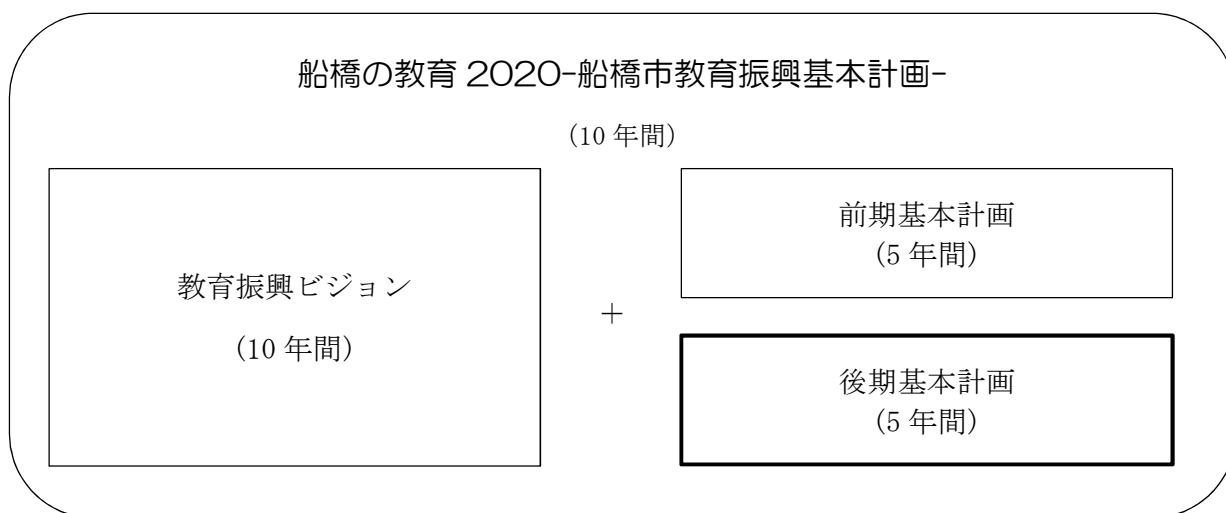
- 基本方針1 生涯学習の推進を図ります
- 基本方針2 家庭と地域の教育力向上を図ります
- 基本方針3 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります
- 基本方針4 豊かな心を育成し社会性を高めます
- 基本方針5 健やかな体づくりを進め体力の向上を図ります
- 基本方針6 教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります
- 基本方針7 ニーズに応じた支援の充実を図ります
- 基本方針8 質の高い教育環境を整備します

②教育振興基本計画(令和2年度～令和6年度)

26の推進目標

64の施策

5. 「船橋の教育 2020-船橋市教育振興基本計画-」の構成



教育振興ビジョン…令和 2年度(2020年度)～令和11年度(2029年度)

前期基本計画……………令和 2年度(2020年度)～令和 6年度(2024年度)

後期基本計画……………令和 7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)

6. 協議の大まかな流れ

教育委員会

意見聴取 ↓ ↑ 提言

船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）策定委員会

詳細な協議 ↓ ↑ 協議結果報告

第1 専門部会	第2 専門部会	第3 専門部会
<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習 ・家庭と地域の教育力 	<ul style="list-style-type: none"> ・学力の向上 ・豊かな心の育成 ・体力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力 ・ニーズに応じた支援 ・質の高い教育環境

7. 協議スケジュールについて

回	日程(予定)	内容
1	令和6年2月8日	【策定委員会】 計画策定の概要、協議スケジュール など
2	令和6年3月	【策定委員会（全体会）】 現行の教育振興基本計画からの主な変更点について 【専門部会】 計画書原案の協議（第1回目） 第1 専門部会…基本方針1 生涯学習 第2 専門部会…基本方針3 学力の向上 基本方針4 豊かな心の育成 第3 専門部会…基本方針6 教職員の指導力 基本方針7 ニーズに応じた支援
3	令和6年5月	【策定委員会（全体会）】 協議事項なし 【専門部会】 計画書原案の協議（第2回目） 第1 専門部会…基本方針2 家庭と地域の教育力 第2 専門部会…基本方針4 豊かな心の育成 基本方針5 体力の向上 第3 専門部会…基本方針7 ニーズに応じた支援 基本方針8 質の高い教育環境
4	令和6年7月	【策定委員会（全体会）】 専門部会の協議結果報告、計画書素案の協議 【専門部会】 なし（※必要に応じて開催）
5	令和6年8月	【策定委員会（全体会）】 計画書素案の協議、作成
6	令和6年10月	予備(※)

※開催回数は基本的に5回を想定していますが、協議の進捗状況に応じて6回や4回に増減する場合があります。最大でも6回までに計画書素案をとりまとめ、提言を作成していただく予定です。